

2022 年度
事業計画書

2022年3月

公益財団法人 日本医療機能評価機構

2022 年度 事業計画

評価機構は、中立的・科学的な立場で第三者機関として、医療の質・安全の向上と信頼できる医療の確保により国民の健康と福祉の向上に寄与するため、病院機能評価事業など種々の公益目的事業を総合的に実施している。

2年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい運営状況が続く中、2022年度は、SDGsの持続可能な社会の実現に寄与するために、またESGに配慮するとともに、将来を見据えた事業の検討、および高い専門性を備えた人材の育成と環境の整備、国際的な情報交換や連携など、常に社会の動きを視野に入れながら事業を展開する。

この事業計画は、定款第4条の事業に沿って記載している。

- 【1】 医療機能の評価等に関する事業
- 【2】 産科医療補償制度に関する事業
- 【3】 EBM 医療情報に関する事業
- 【4】 医療事故防止に関する事業
- 【5】 認定病院患者安全推進に関する事業
- 【6】 教育研修に関する事業
- 【7】 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【1】 病院機能評価事業

I. 病院機能評価

2020～2021年度は、新型コロナウイルス感染症に関連した特例措置等により、本来の更新受審時期を大幅に延期した病院が多かったため、2022年度の受審病院数は600件を超えることが予想される。しかし、実施可能な年間の審査件数の上限は500件であるため、2022年10月に予定していた新バージョンの運用開始を2023年4月に延期する等の施策により、2022～2023年度の受審件数を各500件に平準化する。

1. 2022年度受審目標数

(1) 本審査（主たる機能）*

本来2022年度が更新受審年度に当たっている病院数に加えて、2020-2021年度に実施されたコロナ特例による受審時期の変更や更新辞退率、新規受審申込病院数を踏まえ、2022年度の本審査（主たる機能）は **500病院**を見込んでいる。

*病院の役割、機能に応じて主たる機能種別を一つ選択する。原則、最も病床が多い機能を主たる機能種別として選択する。

(2) 本審査（副機能）＊

過去の実績等を踏まえ、任意受審である副機能審査は130件とする。

＊主たる機能種別以外に機能を有する場合、副機能として、複数の種別を同時または後日追加して受審することが出来る。副機能の受審は任意である。

(3) 高度・専門機能評価 ＊

更新対象病院数等を踏まえ、高度・専門機能評価は25病院とする。

内訳は、「リハビリテーション（回復期）」は16病院、「救急医療・災害時の医療」は9病院とする。

＊本体審査の受審病院でかつ専門領域において高い水準を維持している病院を対象とする。

2. 受審病院に係る審査等への対応

(1) 本審査

- ・本審査 500 病院
- ・補足的な審査 150 病院

(2) 確認審査および再審査

25 病院

(3) 改善審査（主たる機能種別の審査結果報告書において評価Cとされた評価項目を対象に、認定開始日から3年目に改善状況を審査するもの）

30 病院

(4) 高度・専門機能評価

25 病院

なお、訪問による審査は、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施する。

(5) 医療安全審査

医療安全審査は、前年度に引き続き、病院機能評価認定に関する運用要項第21別紙3に該当し、かつ①、②のいずれかに該当する事例を報告・審査の対象とする。

- ①日常的な認定条件からの逸脱が要因となった可能性が高い医療事故
- ②認定病院の社会的信用を著しく失わせる恐れがある医療事故

(6) 会議の開催等

- ・評価委員会 12回 評価結果と認定の判定、説明資料のオンライン化
- ・評価部会 36回 審査結果報告書の検討（一次24回、二次12回）
- ・患者安全部会 4回 医療安全審査

(7) ファイル送受信システムの切替え

☒ 受審病院との審査関連資料データの送受に使用するファイル送受信システムが2022年8月末にサポート終了となるため、別のオンラインストレージへの切替え、データ移行を行う。

3. 病院機能評価データブックの作成

病院機能評価を受審し 2021 年度に認定の判定が決定された病院のデータを取りまとめて、病院機能評価データブックを作成する。

II. 病院機能改善支援

病院の継続的な質改善活動を支援するために、遠隔での支援や動画配信を充実させるなど、きめ細かな支援を実施する。

1. 病院機能評価受審に関する支援

(1) 改善支援セミナーの開催

ア. 評価項目改定および評価手法の改定を踏まえ、受審病院のニーズに応じたセミナーを実施する。

改善支援セミナー（総合）	1 回（会場および後日配信）
改善支援セミナー（事務）	1 回（webinar および後日配信）
改善支援セミナー（一般病院 3）	1 回（後日配信）
☒ 改善支援セミナー（ラウンド）	1 回（後日配信）
☒ 体験型病院機能評価セミナー	1 回（会場）

※2021 年度に作成した以下の動画については、引き続き web 配信する（有償）。

改善支援セミナー（総合）
改善支援セミナー（診療）
改善支援セミナー（看護）
改善支援セミナー（事務管理）
改善支援セミナー（ケアプロセス:内科、外科、地域包括ケア症例）
改善支援セミナー（一般病院 3）

イ. 都道府県の医療関係団体、各種学会との連携を強化し、地域でのセミナーを開催する（全日本病院協会、滋賀県、静岡県、石川県等において 8 回の開催を想定）。

(2) 相談会の開催

ア. Web 会議システムを活用し、サーベイヤールによるオンライン相談を行うなど、きめ細かな支援を実施する。

- ・一般病院 3 以外 10 回(会場 2 回。オンライン 8 回のうち 2 回は Ver. 3. 0)
- ・一般病院 3 2 回（オンライン相談会を予定）

(3) 支援サービスの拡充

ア. 動画コンテンツの充実

既存のセミナー動画等をパッケージとして提供し、更新辞退防止および新規受審病院支援とする。

(4) サーベイヤー派遣、講師派遣

ア. 訪問による支援に加え、Web 会議システムを活用したオンライン支援についても実施する。

- ・訪問支援 100 件 (サーベイヤー派遣 90 件、講師派遣 10 件)
- ・オンライン支援 15 件

2. 認定取得後の質改善活動を促進するための支援

(1) 患者満足度・職員やりがい度調査活用支援プログラム

患者満足度・職員やりがい度調査で得られた好事例を病院間で共有し、調査結果を分析することにより、病院の継続した自主的な質改善活動を支援する。

未加入の認定病院への案内を強化し、参加病院数 350を目指す。

(2021 年度の参加病院数は 292 病院)

- ・患者満足度・職員やりがい度調査およびベンチマークシステムの提供
- ・年報の発行
- ・活用支援セミナーの開催 2 回
- ・活用事例集の発行 6 号
- 参加病院意見交換会 (グループワーク形式) 2 回
- ・先輩病院インタビュー (動画) 公開 (参加病院限定) 2 回

(2) 医療安全文化調査活用支援プログラム

インターネットを通じて医療安全文化調査を実施できるシステムを提供し、医療安全文化調査の結果を用いた医療安全活動の推進を支援する。

未加入の認定病院への案内を強化し、参加病院数 100を目指す。

(2021 年度の参加病院数は 64 病院)

- ・医療安全文化調査およびベンチマークシステムの提供
- ・年報の発行
- ・活用支援セミナーの開催 2 回
- ・活用事例集の発行 4 号
- ベンチマーク結果報告会 (参加病院限定) 1 回
- ・リモート相談会 (参加病院限定) 2 回

(3) 職場環境改善に関する各種データの活用に関する調査研究

患者満足度・職員やりがい度調査、医療安全文化調査、およびストレスチェックの結果を活用した職場環境改善に取り組んでいる事例を共有できるセミナーを開催する。また、病院の現状を把握できるデータ (離職率、時間外労働時間数、有給消化率等) を統合分析する仕組みについて、参加病院を募って試行する。

- ・職場環境改善セミナーの開催 2 回
- ・データの統合分析および活用に関する試行 (10 病院程度を想定)

(4) 関連学会における広報

医療の質や安全に関連する学会における企画演題や一般演題を通じて、患者満足度・職員やりがい度調査、医療安全文化調査の広報を行う。

3. 広報活動

(1) 認定病院の改善事例紹介『Improve』の発行

2020-2021年度の認定病院を取材し、『Improve』を年2回(8月、12月)発行する。

(2) 患者・一般市民向け広報

『病院の実力』等に広告記事を掲載し、患者および一般市民の認知向上を図る。

(3) 病院機能評価事業 web サイトの改定

病院機能評価事業 web サイトを改定し、よりわかりやすい情報提供に努める。

Ⅲ. 評価調査者（サーベイヤー養成）

1. 評価方法、評価項目改定に伴うサーベイヤーへの教育

Ⓖ・病院機能評価 3rdG:Ver. 3.0 についてサーベイヤーに研修を行う。

2. 継続研修の強化

- ・ブラッシュアップ研修会(1回)の開催
- ・サーベイヤーフォーラム(1回)の開催
- ・一般病院3を担当するサーベイヤー向け研修会(1回)の開催
- ・サーベイヤーが主体的に学習できる勉強会の定期的な開催(月1回)

Ⓖ・再稼働を希望するサーベイヤー向け研修会(1回)の開催

3. 新規サーベイヤーの確保

- ・90名程度のサーベイヤーを新規に養成
- ・新規サーベイヤー向けOJTの実施
- ・OJT修了者を対象としたフォローアップ研修会(2回)の開催
- ・高度・専門機能を担当するサーベイヤー向け研修会(2回)の開催

4. サーベイヤーによる病院機能評価事業の振り返り

Ⓖ・事業開始25周年の節目として、熟練したサーベイヤーのこれまでの経験やこれからの展望について記録し、サーベイヤー向けに公開する。

5. 会議の開催

- ・サーベイヤ－選考部会（評価事業運営委員会の部会、2回）
- ・サーベイヤ－研修部会（評価事業運営委員会の部会、2回）

IV. 病院機能評価に関する研究開発

1. Ver. 3.0 の円滑な運用開始に向けた準備

☑ 2023年4月の病院機能評価機能種別版評価項目 3rdG:Ver. 3.0 の円滑な運用開始に向け、以下の準備を行う。

- (1) 評価方法・審査資料等の細部の決定、不具合の調整
- (2) システム対応
- (3) サーベイヤ－研修の支援

2. IAP 更新受審

☑ IAP 評価項目認定の更新に向け自己評価の提出(7月)および更新審査受審(11月)の対応を行う。

3. 審査における WEB 活用の調査

☑ 本体審査における評価の質の向上、効率化を目的とする Web の活用について調査・研究を行う。

4. 一般病院3 効果検証

☑ 特定機能病院に関する厚労省検討会への対応などを考慮して、病院アンケート等を含め一般病院3 の効果検証を行う。

5. 会議の開催

- ・評価項目改定部会（評価事業運営委員会の部会） 2回
- ・評価項目改定検討分科会 2回

【2】産科医療補償制度運営事業

一部厚生労働省補助事業（原因分析・再発防止）

2022年度予算額 105,891千円

産科医療補償制度は、2009年（平成21年）1月の制度開始から14年目を迎え、安定的に事業運営を行っている。

2022年度は、本年1月から改定された制度の定着、浸透を図るとともに、2022年以降は、2021年までのこれまでの制度と2022年以降の改定された制度の2つの制度が並存することから、本制度の円滑な運営を図るべく、そのための取組みを着実に実施する。

審査、原因分析、再発防止等の取組みにおいては、Web会議などリモートでも支障なく業務を行える体制を維持し、安定的かつ効率的な事業運営を行うとともに、本制度で得られる貴重な情報をこれまで以上に利活用し、産科医療の質の向上に繋がるよう、システム面の再構築など、体制強化を図る。

1. 加入分娩機関

全国の分娩機関の制度加入状況は、表1のとおりである。

分娩機関数	加入分娩機関数	加入率 (%)
3,163	3,161	99.9

（分娩機関数は日本産婦人科医会および日本助産師会の協力等により集計）

2. 次期システム対応

現行の産科Webシステムは、全国の約3,200の分娩機関とネットワークを構築し、年間約90万人の妊産婦情報の管理、20年にわたる補償金の支払管理等に13年間使われているが、改修コストが高額であることや他の小規模システムとデータ連携のための非効率な手入力業務等が課題となっている。

約3,000件の重度脳性麻痺児のデータが蓄積され、今後も毎年約500人のデータが収集されることから、システム運用経費の増加が懸念される。また、このデータを体系的に集約し、分析・利活用をさらに推進するためには抜本的な改善が必要である。

これらの課題を解決するため、最適な業務実施手順をデザインした上で、次期システムの機能の明確化、基本設計および開発を2022年4月より開始する。

3. 周知・広報等の実施

本制度の補償申請期限は、児の満5歳の誕生日までであり、補償対象と考えられる児が期限を過ぎたために補償が受けられない事態が生じないように、関係学会・団体、自治体等へ継続的に周知を行う。

また、本制度ホームページ、政府広報およびマスメディア等の活用を通じて、国民に対しても幅広く周知を図る。

4. 審査・補償の実施

補償申請された事案について速やかに審査を行い、補償対象事案は迅速に補償金が支払われるよう、引き続き運営する。また、2022年1月の制度改定により補償申請件数や補償金支払い件数の増加も今後見込まれることから、業務の効率化を推進しつつ、適正かつ円滑な審査・補償金支払い体制の整備を図る。

制度開始以降の審査件数および審査結果の累計は、表2のとおりである。

表2 制度開始以降の審査件数および審査結果の累計 (2022年1月末現在)

	審査 件数	審査結果			
		補償対象	補償対象外		継続審議
			補償 対象外	再申請可能※	
総計	4,696	3,560	1,079	50	7

※審査では補償対象とならないものの、将来所定の要件を満たして再申請された場合、改めて審査するもの。

(参考) 審査が終了した児の審査件数および審査結果 (2022年1月末現在)

児の生年	審査件数	審査結果	
		補償対象	補償対象外
2009年～2014年 ^{注1)}	3,048	2,195	853
2015年 ^{注2)}	475	376	99

注1) 補償対象基準は一般審査は2,000g以上かつ33週以上、個別審査は28週以上かつ所定の要件

注2) 補償対象基準は一般審査は1,400g以上かつ32週以上、個別審査は28週以上かつ所定の要件

※2016年出生児の補償対象件数は、2022年11月末現在で356名。

5. 原因分析の実施

(1) 原因分析報告書の作成

2022年1月末現在で、3,085件の原因分析報告書を作成し送付している。2020年に実施した報告書の記載方式の変更や「医学的評価」に用いる表現の改定に関しては、原因分析の実務に定着してきており、引き続き、標準化された質の高い報告書を迅速かつ安定的に作成し送付できるよう努める。

(2) 分娩機関への支援強化

同じ分娩機関での複数事案目の原因分析を行った結果、同じような診療行為等に関し医学的に厳しい評価が繰り返された場合に「別紙（要望書）」を送付して一層の改善を要請している。この対応において、2020年度より、改善策の策定や実施に際し分娩機関の要請があれば、日本産婦人科医会や日本助産師会が支援を行う体制を構築している。2022年1月末時点、14の分娩機関に対し「別紙（要望書）」の送付と合わせて支援体制の案内文書を送付し、分娩機関からの要請で産婦人科医会が支援を行ったのは1件であった。今後も産科医療の質の向上のため、この産婦人科医会、助産師会による分娩機関への支援に取り組む。

(3) 原因分析報告書等の公表・開示

原因分析報告書要約版（個人や分娩機関が特定されるような情報は記載していない）の本制度ホームページでの公表、および原因分析報告書全文版（マスキング版）や産科制度データの研究者への開示を通じて、本制度の透明性の確保や産科医療の質の向上を図る。

6. 産科医療の質の向上に向けた再発防止の実施

(1) 再発防止に関する報告書の取りまとめ

2021年12月までに公表された3,063事例の原因分析報告書をもとに、「第13回再発防止に関する報告書」を取りまとめ、2023年3月に公表する予定である。

(2) 「産科医療関係者に対する提言」等の効果的な発信

2021年度に、これまで発行した「再発防止に関する報告書」やリーフレット等の情報を効果的に発信できているかを検証するため、加入分娩機関に対しアンケートを実施した。この結果をもとに、情報発信の方法を見直し、より効果的な情報発信を行うことにより産科医療の質の向上を図る。

【3】EBM 医療情報事業

EBM(根拠に基づく医療)普及推進事業

厚生労働省委託事業：2022 年度予算額 156,863 千円

EBM 普及推進事業 (Minds) は、信頼できる診療ガイドラインを中心とした医療情報提供を通して、患者と医療者の意思決定を支援し、医療の質の向上に寄与することを目的とする。その実現のために、以下の施策を推進する。

1. 事業の内容

(1) 診療ガイドラインの評価・選定

診療ガイドラインデータベースをより充実させるために、わが国で作成・発行された診療ガイドラインを網羅的に検索収集し、所定の選定基準を用いた評価・選定を継続する。公開後の診療ガイドラインを対象とした評価とともに、公開前評価（ガイドライン草案の段階で質を評価）を継続実施し、それらの評価結果を作成団体にフィードバックすることにより、診療ガイドラインの質の向上を支援する。

(2) 診療ガイドラインの公開・診療ガイドラインライブラリの運営

評価・選定された診療ガイドラインの書誌情報を Minds ガイドラインライブラリに掲載し、迅速に情報提供するとともに、著作権者の許諾が得られた場合には、診療ガイドラインの本文を公開する。ライブラリの運営にあたっては、検索機能等の利便性を向上させるなど、診療ガイドラインデータベースとしての機能・価値を高めることを目指す改修を継続的に実施する。

(3) 診療ガイドライン以外の指針等の評価・選定方法の開発

診療ガイドラインに該当しないものの、診療に関する指針、難治性・希少疾患等における診療基準などの情報について評価・選定方法を開発する。実際の管理・運営方法に関しては、各学会や日本医学会連合等との組織連携に向けた検討・準備を行う。

(4) 診療ガイドラインの作成支援

わが国の医療環境に適した診療ガイドライン作成方法の提案などにより、学会等の診療ガイドライン作成団体への継続的な支援を推進する。2020 年度に改訂した診療ガイドライン作成マニュアルを普及するとともに、診療ガイドライン作成者・利用者の経験や目的に応じた教育プログラムを検討・作成する。患者・市民参画や利益相反 (COI) 管理など、重要なテーマについては教材作成に加えて、セミナー等の実施も検討する。

また、難治性・希少疾患等の診療ガイドラインが未整備な領域については、厚生労働省と協議の上、それらの診療ガイドライン作成団体に対して重点的な支援を実施する。GRADE センターとしては、上記教育プログラム等により GRADE アプローチの普及を一層推進する。

(5) 診療ガイドラインの活用促進

診療ガイドラインの普及・活用促進策について対象に応じたアプローチ方法を検討・準備する。広報、各種イベント開催や外部組織との連携について検討・準備を行い、患者・市民や医療関係者に向けた診療ガイドラインの普及・啓発活動、EBM や診療ガイドラインに関する基本情報・診療ガイドラインをベースとした信頼性の高い医療情報の提供を継続的に実施する。

(6) 国際活動

GIN (Guidelines International Network)、CC (Cochrane Colloquium)、GRADE ミーティング等に参加することにより、診療ガイドラインに関する最新動向を把握し、診療ガイドライン作成者や利用者に向けて情報提供する。

(7) 2023 年度以降の事業構想・計画

本事業の中長期目標や成果目標の再設定、それらを実現するための実行体制や関連する組織連携のあり方を幅広く検討し、厚生労働省と協議の上、2023 年度以降の事業構想・事業計画を立案し、具体的な準備を進める。

2. 運営委員会・部会等の開催

(1) 運営委員会

・EBM 医療情報事業運営委員会 2 回

(2) 部会

・作業部会 (仮称) 4 回
・診療ガイドライン選定部会 4 回
・診療ガイドライン作成支援部会 4 回
・診療ガイドライン活用促進部会 4 回
・患者・市民支援部会 4 回

(3) 専門部会

・診療ガイドライン評価専門部会 16 回

(4) その他 WG・検討会等 (必要に応じて企画・開催する)

【4】医療事故防止事業

医療事故防止事業については、医療事故の発生予防や再発防止を推進するため、医療事故情報およびヒヤリ・ハット事例情報の収集・分析・提供を一層推進する。併せて、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業についても推進する。

I. 医療事故情報収集等事業

厚生労働省補助金事業: 2022 年度予算額 93,748 千円

1. 事業の概要

医療事故の発生予防や再発防止を推進することを目的として、医療事故情報収集・分析・提供事業およびヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業、医療安全情報提供事業を行う。分析結果は、報告書、年報および医療安全情報として取りまとめ、事業参加医療機関、関係団体、行政機関等に送付するとともに、本事業のホームページへの掲載や記者発表により広く社会に向けて公表する。

また、質の高い医療事故情報の報告や、報告書等の活用促進を目的として、本事業に参加している医療機関における医療安全の担当者等に対する教育・研修等を実施する。

2. 医療事故情報収集・分析・提供事業

(1) 医療事故情報の収集

法令に定める報告義務対象医療機関および本事業に参加を希望する参加登録申請医療機関から、インターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて医療事故情報を収集する。報告された事例を分析するにあたり、医療機関に対し、文書等による問い合わせや現地状況確認調査（訪問調査）を行う。

(2) 医療事故情報の分析

医療安全の専門家等で構成される専門分析班会議を1～2か月に1回定期的に開催し、収集した医療事故情報の分析および四半期毎に公表する報告書の作成等を行う。報告書の作成においては、様々な角度からテーマを選定し、分析する。また、ヒヤリ・ハット事例と併せて分析する。

(3) 情報の提供

収集・分析した内容を、以下の情報として医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し、広く提供する。

ア、報告書・年報

報告書（四半期に1回）や年報を作成し、公表する。報告書や年報は、本事業に参加している医療機関、関係団体、行政機関等に対して送付するとともに、ホームページに掲載する。

イ、医療安全情報

過去に報告書等で取り上げた特に周知すべき情報をもとに、医療安全情報を毎月1回の頻度で作成し、本事業に参加している医療機関および送付を希望する病院にファックスで提供するとともに、広く情報共有を図るようホームページにも掲載する。また、他の情報提供の方法について検討する。

ウ、事例データベース

報告された医療事故情報は、ホームページの「事例検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

3. ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業

(1) ヒヤリ・ハット事例の収集

ヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて収集する。ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業に参加している全ての医療機関から発生件数情報を、またそのうち、事例情報の報告については、希望する医療機関からヒヤリ・ハット事例情報を収集する。

(2) ヒヤリ・ハット事例の分析

報告されたヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じく四半期毎に集計し、医療事故情報と併せて分析する。

(3) ヒヤリ・ハット事例の提供

収集したヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくホームページや報告書・年報において情報提供し、広く活用されるよう促す。

4. ホームページの活用

本事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

5. 報告項目の検討

事業開始後15年が経過したことから、現在の医療を取り巻く環境に対応し、事業参加医療機関が報告しやすい環境を整備するため、2020年度より事例報告システムの報告項目などの改修に向けて検討を開始した。今年度も引き続き、検討を継続する。

6. 医療安全に関する研修会の開催・講演等の対応

(1) 研修会の開催

本事業に参加している医療機関を対象として、本事業の実績や事例の分析方法を解説することにより、報告書や医療安全情報の活用および医療事故情報やヒヤリ・ハット事例情報の報告の質の向上を図ることを目的として、研修会を開催する。

(2) 講演の対応

医療機関や関係団体、行政機関等が主催する研修会等における講演依頼に対応し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。

7. 運営委員会および総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回開催する。また、事例の分析や報告書、医療安全情報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援を行う総合評価部会を年4回開催する。

II. 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

厚生労働省補助金事業: 2022年度予算額 97,841千円

歯科の施設で発生したヒヤリ・ハット事例を収集・分析・提供するため、2021年度よりシステムの運用に向けた報告項目などの検討を開始した。今年度は実施体制の検討を開始し、システム構築に着手する。

III. 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

厚生労働省補助金事業: 2022年度予算額 63,044千円

1. 事業の概要

医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業に参加している薬局から事例を収集し、分析、提供する。

2. ヒヤリ・ハット事例の収集、分析および提供

(1) 参加を希望する薬局の登録

本事業への参加を希望する薬局の登録作業を円滑に進める。

(2) 事例の収集

本事業に参加している薬局から、薬局で発生した事例や、疑義照会など薬局で発見された事例を収集する。収集はインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いる。

(3) 情報の分析・提供

薬局業務に精通し、医療安全に関わっている薬剤師等で構成される専門分析班会議を開催し、収集した事例の分析および半年毎の報告事例を取りまとめた報告書等を作成する。これらをホームページに掲載し、医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し広く提供する。

ア、報告書・年報

報告書は、半年間に報告された事例を集計し、作成、公表する。報告書の作成においては、様々な角度からテーマを選定し、専門分析班会議で分析を行う。また、年報は、1年分の事例を集計し、作成、公表する。

イ、共有すべき事例

特に広く医療安全対策に有用な情報として共有することが必要であると思われる事例を、毎月3事例選定し、ポイントを付してホームページに掲載する。

ウ、事例から学ぶ

報告書で分析した各テーマについて、代表的な事例とこれまでに報告された類似事例や事例のポイントをまとめたものを「事例から学ぶ」として作成し、公表する。

エ、事例データベース

報告された事例は、ホームページの「事例検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

3. ホームページの活用

本事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

4. 医療安全に関する研修会の開催・講演等の対応

(1) 研修会の開催

本事業に参加している薬局を対象として、本事業の実績や事例報告について解説することにより、提供している情報の活用を促進することや、報告の質の向上を図ることを目的として、研修会を開催する。

(2) 講演の対応

薬局や関係団体、行政機関等が主催する研修会などにおける講演依頼に対応し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。

5. 運営委員会および総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回開催する。また、事例の分析や報告書・年報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討し支援する総合評価部会を年2回開催する。

【5】認定病院患者安全推進事業

1. 事業概要

認定病院患者安全推進協議会は、病院機能評価の認定を取得した病院の有志が主体となって、患者安全の推進を目的に2001年4月に発足し、2003年から事業として運営している。現場目線の情報共有の場として、また全国の会員病院ネットワークづくり、そして日本の医療安全文化の醸成を図ることなどを大きな特徴として活動が続いている。患者安全に関して緊急性の高い課題に応じた部会等を設置し、種々検討するとともに、セミナー等の開催や患者安全推進ジャーナルを発刊するなどの活動を通して、現場の患者安全の活性化を図っている。

新型コロナウイルス感染症の影響による業務逼迫や移動の制限等がある中、2022年度も引き続きインターネットを最大限活用したセミナー等への参加機会の一層の拡大、動画配信によるタイムリーな情報発信などに積極的に取り組んでいく。

2. 会員病院数と年会費

2021年12月末の協議会会員病院数は、1,326病院である。（認定病院数2,054病院、入会率約65%）

2022年度は、会員病院数1,350病院を目標に協議会活動の広報を行う。年会費は引き続き60,000円とする。

3. 委員会・部会等

（1）委員会

事業計画や部会の設置等について審議するために、運営委員会を年間2回開催する。また、協議会の活動方針の決定や各部会間の連携を促進するために、企画調整会議を適宜開催する。

（2）部会、検討会

課題に応じた活動を展開するために部会を置き、2022年度は、前年度に引き続き以下の5つの部会および2つの検討会を設置する。各部会を年間3回、および検討会を2回開催する。

（部会）

- ・薬剤安全部会
- ・検査・処置・手術安全部会
- ・施設・環境・設備安全部会
- ・教育プログラム部会
- ・ジャーナル企画部会

（検討会）

- ・CVC検討会
- ・院内自殺の予防と事後対応に関する検討会

4. セミナー・フォーラム等の開催

新型コロナ感染症の影響により、集合型のセミナー・フォーラム等の開催が困難な状況を踏まえ、インターネットを活用した開催を積極的に採り入れて、会員病院が一層参加しやすい環境を整える。

(1) セミナー等

各部会および検討会毎に、グループワーク形式のセミナーやシンポジウム等を2回開催し、患者安全に関わる様々な情報や活動成果などを会員病院に向けて発信する。

(2) 地域フォーラム、特別セミナー

各地域で積極的に患者安全活動に取り組んでいる病院に幹事病院として協力いただき、年間2回開催する。広く会員内外に協議会の活動成果を還元するほか、患者安全に関わるテーマを選定し情報共有を図る。

(3) 全体フォーラム

年間の協議会活動全般を総括して会員に情報発信するとともに、患者安全に関わるテーマを選定したシンポジウムを含む数百名規模のフォーラムを1回開催する。

5. 情報発信・活動成果の還元

(1) 機関誌「患者安全推進ジャーナル」の発行

患者安全に関わるテーマを選定した特集記事をはじめ、全国各地域の会員病院での工夫や改善事例などを「患者安全推進ジャーナル」として取りまとめ、年間4回発刊する。会員病院には毎号3冊を無料で送付するほか、会員外には申込により有料で頒布する。また、テーマを絞ったジャーナル別冊を年1回発刊する。

(2) ホームページ

情報発信の場として、ホームページを活用する。閲覧しやすいよう順次改修を行いながら、内容を更新する。

(3) 提言等

各部会・検討会で検討した成果を必要に応じて取りまとめて、情報発信を行う。

(4) 教育プログラム開発

活動成果等を総合的に検証しつつ、教育プログラムの開発を継続的に行う。

(5) 教育動画の配信

院内研修にも活用可能な医療安全に関する動画を制作し、公開する。

【6】教育研修事業

1. 事業概要

医療の質の向上のために継続的な質改善活動を実現するためには、病院に所属する個人が医療の質・安全に関わる体系的な知識やスキルを習得し、実践に活かすことが不可欠である。特に、病院機能評価を利用した組織的な質改善活動を実効あるものとするためには、日常のなかで医療の質や安全を継続して高めようとする組織文化の醸成や、それを支える職員の学びの環境を確保することが重要な柱のひとつとして位置付けている。2020年度から新型コロナウイルス感染症の影響で、集合型の研修からインターネットを活用した研修を開催している。2022年度も質の高い教育コンテンツに改訂して継続的に提供していく。

2. 委員会・部会の開催

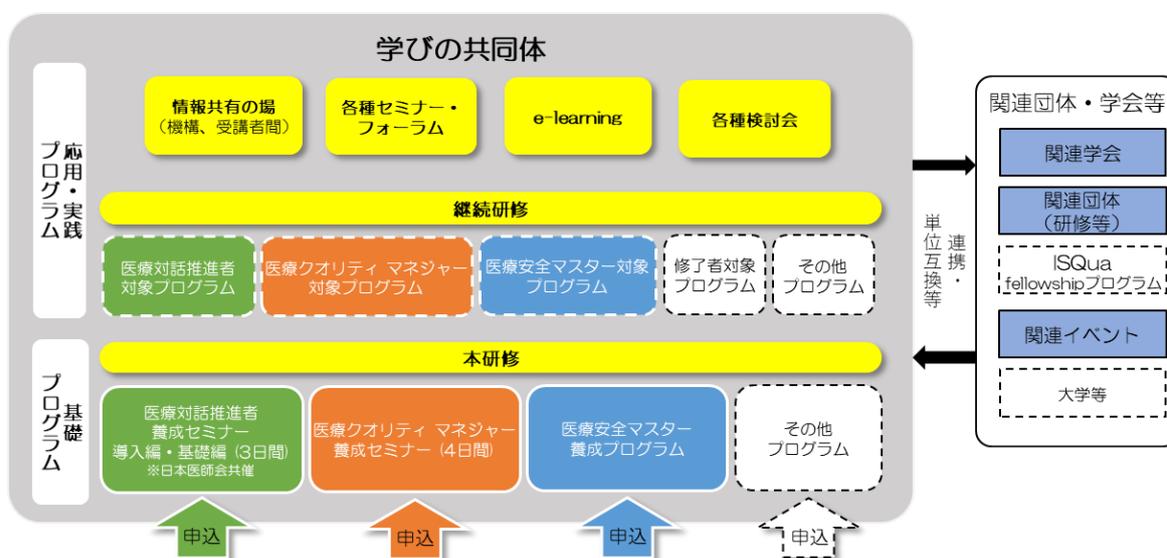
教育研修事業に関わる事項の検討や審議のため、運営委員会を年間2回開催する。また、継続的に開催している教育研修のコンテンツや新たなプログラムの開発について検討する教育研修企画部会、および医療対話推進者や医療クオリティマネジャーの認定・更新に関わる事項を審議する認定更新審査部会を年2回開催する。

3. 「学びの場」の提供

病院等に所属する医療者が学習を継続できる環境、仕組みを整備するとともに、各種の研修プログラムを順次見直しながら内容の充実を図る（図1）。

なお、2020年度からインターネットを利用した研修を開始した。研修会場までの移動の時間や費用がなく遠隔地からも参加できるなど、インターネットの利点を最大限活かしつつ、一層参加しやすい「学びの場」を提供する。

図1：継続的な学習の促進と質の維持・向上の仕組み（概念図）



(1) 医療クオリティ マネジャー養成セミナーの開催

病院内の継続的な質改善活動の中心的な役割を担う「医療クオリティ マネジャー」を養成するセミナーを2012年度から継続して開催しており、受講者の合計は1千名を超えている。本セミナーでは、医療の質に関する基本的な知識や、情報の分析スキル、マネジメントスキルを習得し、実践的な活動に繋がるよう多職種によるグループワークを多く取り入れている。動画の事前学習とライブのWebinarを組み合わせて年間3回開催し、150人の受講を見込む。

なお、2022年度内に環境が整えば、一部のコンテンツは集合とリモート参加のハイブリット型の開催も検討する。また、研修修了者の継続的な学習、質改善の実践を支援するために、2019年度から継続的な学習と質改善活動実践の支援を目的に3年毎の認定の仕組みを導入した。2021年12月末時点の認定者は、245人である。

(2) 医療対話推進者養成セミナーの開催

患者・家族と医療機関の職員との間で生じる問題等について、対話を通じて協働的かつ柔軟な解決を図る「医療コンフリクトマネジメント」という考え方に基づいて、認定病院患者安全協議会において研修プログラムを開発した。

2004年度から「医療コンフリクト・マネジメントセミナー」の名称で研修を開始した後、2013年1月に厚生労働省から出された「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針」に準拠して、2013年度から「医療対話推進者養成セミナー」の名称に変更するとともに、日本医師会と共催して継続的に研修を開催している。医療対話の基礎知識等を学ぶ1日の導入編および少人数のグループワークやロールプレイで対話スキルを学ぶ2日間の基礎編を受講した者を認定医療対話推進者としている。

2021年度から導入編・基礎編の対面型の研修も少人数で開催するとともに、「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針」に準拠した、動画の事前学習とライブのWebinarを組み合わせたWeb研修用コンテンツを作成し、厚生労働省の承認を経て、2021年9月から開催した。2022年度も2021年度と同じく、対面型の研修を1回、Web研修を3回実施して、250人の認定者を養成する。

なお、2015年から導入編と基礎編の両方を修了した者を医療対話推進者として認定し、継続的な学習やスキルの維持向上を支援しながら、3年毎に更新する仕組みを導入している。2021年12月末時点の認定者は、1,503人である。

(3) 医療安全マスター養成プログラムの実施

医療安全部門の責任者、専従者を主な対象として、院内の実務や教育の質を更に高めていくことを目的に、2日間の実践的な研修を実施する。年間1回開催し、合計50名程度の参加者を見込む。

(4) 継続研修の実施

医療クオリティ マネジャー養成セミナー、医療対話推進者養成セミナー修了者、医療安全マスター養成プログラムの修了者を対象とした研修を開催する。

- ・医療クオリティ マネジャー養成セミナー修了者向け 3 回程度
- ・医療対話推進者養成セミナー修了者向け 4 回程度

(5) eラーニングシステムの効果的な運用とコンテンツ充実

eラーニングシステムを活用したセミナー前から後に至る学習の継続的な支援を実現するため、新たな学習コンテンツの作成を行い、内容の充実を図る。

(6) 医療安全管理者養成研修の開催

医療安全を担当している多職種を対象とした医療安全管理者養成研修（35 時間以上）の e-learning プログラムをライブの Webinar(6 時間以上)の参加型の研修（3～4 回開催）を組み合わせ開催し、200 名程度の参加者を見込む。なお、医療安全管理者養成研修（35 時間以上）の e-learning プログラムは、標準的プログラムとして全国に普及させることを目的に各団体と連携する。

4. セミナー修了者を対象とした認定・更新制度の運用

継続的な知識の習得とスキルの維持向上を支援することを目的として、医療クオリティ マネジャー養成セミナーおよび医療対話推進者養成セミナーの修了者を対象とした認定・更新制度を円滑に運用する。なお、2020 年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため継続研修の実施が困難だったことなどを勘案し更新申請期限を 1 年延長したが、2021 年度から通常に戻して運用している。

5. 新たな研修プログラムの開発・実施

研修プログラムの開発に関わる情報を継続的に多方面から収集し、今後の研修企画に活用する。

6. 特定機能病院管理者研修の実施

厚生労働省補助金事業：2022 年度 予算額 14,428 千円

特定機能病院の管理者、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理者などを対象に特定機能病院管理者研修を実施する。

本研修は、厚生労働省の委託を受けて 2017 年から実施しており、2021 年度までの 4 年間の延べ人数は、初回受講者および継続受講者を合わせて 1,574 名である。

2022 年度も公募に応募して採択された場合は、初回受講者向けの研修を 3 回開催し、100 名の参加者を見込む。2019 年度以前の受講者を対象とした継続研修を 4 回～6 回開催し、270 名の参加者を見込む。

【7】その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 医療の質向上のための体制整備事業

厚生労働省補助金事業:2022年度予算額47,629千円

(1) 本事業の目的

医療の質向上のための体制整備事業は、医療の質向上のための具体的な取り組みの共有・普及、医療の質指標を用いた改善活動を担う中核人材の養成、根拠に基づく医療を実践する等のための医療の質指標の標準化、評価・分析支援などを通じて、医療の質向上のための体制を整備することを目的とする。

(2) 本事業の運営体制

ア. 運営委員会（医療の質向上のための協議会）

本事業の円滑な実施を図るため、運営委員会（医療の質向上のための協議会）を開催し、必要な事項について審議する（4回/年）。

イ. 部会

QI活用支援部会およびQI標準化部会を開催し、関連事項を検討・実施する。必要に応じて合同で部会を開催する（部会各6回/年）。

ウ. 医療の質向上のためのコンソーシアム（QIコンソーシアム）

QIコンソーシアムは、本事業に参加する医療機関等から構成される活動の場（コミュニティ）をいう。QIコンソーシアムでは、医療機関等が質改善活動を実践し、事務局はそれらの活動を支援する。また、活動報告会を開催し、好事例等の共有を行う（2回/年）。

(3) 事業内容

事業目的に掲げられた事項について運営委員会であり方を検討し、それらを適切に実施する体制を整えるために、以下の取り組みを行う。

ア. 医療の質向上のための取り組みの共有・普及

前年度に作成した成果物（ツールキット、改善事例集、医療の質指標開発・保守ガイド等）は、QIコンソーシアムなどを通じて活用の普及を促進させる。また、収集した改善事例の成功要因を分析し、改善活動を院内全体に展開・定着させるために必要な施策を検討する。

前年度実施したパイロットの実績をもとに、医療の質指標を用いた改善活動の支援について事業化を検討する（PDCA事業）。なお、事業化の検討にあたり、全国規模のベンチマーク評価の試験的な運用を実施する。

イ. 中核人材の養成

パイロットの実績およびPDCA事業のニーズ調査等により、医療の質指標の活用に関する研修ニーズを把握する。その結果に応じて、前年度までに開発した人材養成プログラムの見直し等を検討する。

ウ. 医療の質指標の標準化

医療の質指標の標準化・公表のあり方について検討を継続し、わが国における指標の標準化について一定の見解を取りまとめる。なお、取りまとめは、これまでの検討・取組みを十分考慮する。

エ. 医療の質指標の評価・分析支援

・管理者層への啓発

医療の質指標を用いた計測・改善活動を院内で展開・持続することの意義や重要性などを啓発するために、管理者向けセミナー等を検討する。

・疑義照会への対応

全国規模のベンチマーク評価に協力する病院が、定期的な計測を円滑に実施できるよう、疑義照会への対応やコード表の更新作業などを行い、支援する。

2. ICT を活用した医学教育コンテンツに関する研究

(1) 研究目的

わが国の医学教育を充実させて医療の質の向上を図るためには、卒前・卒後教育、生涯教育など各フェーズにマッチし、大学の垣根を越えて、ICTを活用し質の高い標準化された医学教育コンテンツを作成して、医学生から臨床医までが広く利用できる体制を整備することが、極めて重要である。

また、医師国家試験のCBT化の導入に関する議論が行われているが、マルチメディアを用いたより実臨床に即した問題の出題に向けた体制を検討することが求められている。

このような医学教育の状況を踏まえ、将来、標準化された医学教育コンテンツが多く作成され、広く利用されるような体制を実現するために、標準化された医学教育コンテンツをモデル的に作成して、実際に利用して評価を行ってICTを利用した医学教育コンテンツの開発と利用体制、および医師国家試験のCBT化に関して研究を行う。

(2) これまでの研究成果

実臨床現場を設定とした、問題解決型学習、双方向性、臨床推論、EBMなどを取り入れ、プライマリケアを重視したケースシナリオに基づく医学教育コンテンツを作成するとともに、これらを標準化して広く作成することができるような先行研究で作成したシナリオ作成の手引きを改訂した。

医学教育コンテンツの作成には無料で、多機能である Learning Management System の Moodle の機能を活用し、双方向性を確保するとともに、動画、音声ファイル(心音、各種モニター類の画像、単純 X 線画像、心エコーの画面等)を駆使し、厚生労働省が示す臨床研修の到達目標および文科省が示す医学教育モデル・コア・カリキュラムに基づいて医学教育コンテンツを 12 症例、作成した。

医師国家試験 CBT 化の研究では、現行の国家試験出題基準に沿った 200 問の CBT トライアル試験問題を作成し、全国の 10 大学、300 名を超す医学生に CBT トライアル試験をオンラインにより実施した。また、新たに 1,000 問以上の試験問題を作成しプールしている。

(3) 今年度の研究予定内容

- ・本年度は、厚生労働省が示す臨床研修の到達目標および文科省が示す医学教育モデル・コア・カリキュラムに記されている症例、および医学生のみならず臨床医にとっても重要と思われる疾患をのうち、22 症例について医学教育コンテンツを作成する。
- ・All Japan で取り組む必要があることから、昨年度は全国の大学のうち 6 大学で作成したが、今年度は、全国 10 大学と共同して医学教育コンテンツを作成する。
- ・質の高い医学教育コンテンツを数多く作成し、広く利用されるためには、医学教育コンテンツの質を担保する必要があることから、昨年度作成した「症例教材作成マニュアル」を適宜見直し、改定をする。
- ・ICT を活用した医学教育コンテンツについては、Moodle での展開、および各ファイル等素材での提供にて標準化を図る必要があることから、医学教育コンテンツの提供に関して研究する。
- ・医師国家試験 CBT 化の研究では、昨年度よりもさらに多くの大学でトライアル試験を実施するとともに、IRT などを算出するため、医学部 6 年生を対象として国家試験受験に影響のない早い時期にトライアル試験を実施する。
- ・プール問題については、ライブラリーを作成し、プール問題の効率的な格納方法について研究する。

3. 国際関係

2022 年 10 月 17 日～22 日にブリスベン（オーストラリア）で開催される第 38 回「国際医療の質学会（ISQua）学術総会」への参加を検討するほか、新型コロナウイルス感染症の影響で 21 年度を受審を延期していた ISQua が実施する IAP（International Accreditation Programme）の組織認定および項目認定を受審する。本受審は 2013 年に初回認定を受けてから 3 回目となるが、評価機構自身も第三者評価を受けることにより国際的な水準を維持し、質改善活動を進める。

4. 広報活動の推進

評価機構の Web サイト、各種リーフレット、記者会見の開催等により、適時に各事業の情報発信を行う。

5. 業務運営の質の向上

評価機構の業務運営全般に亘り、業務の効率性、生産性向上のため IT 技術の活用を含めて継続的な見直しを行う。また、引き続き人材の育成に注力し、職員の成長を通じて創造的で自由闊達な組織文化の醸成を図る。

6. 財務基盤の整備

安定的な事業運営には強固な財務基盤が不可欠であることを踏まえ、キャッシュフロー管理を強化するとともに、計画的に特定費用準備資金等を積み立てることにより中長期的な視野で財務基盤を強化して、積極的な事業展開や職員が活力をもって働ける環境の整備に努める。

7. 機構職員数 ()は出向者(内数)

(2022年1月5日現在 産休等休職者を除く)

区 分	正 職員	契約 職員	派遣 職員	計	客員研究主 幹、客員研 究員	事務補佐 員、非常 勤	合計
財団	2 (1)			2			2
統括調整役	2			2			2
総務部	8		2	10		1	11
評価事業推進部	13	1	1	15	2	1	18
評価事業審査部	18		4	22	1		23
教育研修事業部	7		1	8			8
産科医療補償制 度運営部	46 (9)	2	12	60	18	2	80
EBM医療情報部	6	1	2	9	4	1	14
医療事故防止事 業部	4	1	5	10	1	2	13
合 計	106 (10)	5	27	138	26	7	171